

※注 以下をご確認の上、同意欄にチェックを入れてください。

- 1 個人番号（マイナンバー）の提供及び特定個人情報情報の利用についての同意
- 私（申請者）は、母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収する費用の額に該当する額を算定するため、個人番号を活用し、私及び世帯の構成員に関する特別区民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報を確認することに同意します。
- 2 個人番号の提供を伴う申請手続による提出書類の省略について
- (1) 住民税の課税（非課税）証明書は、同意する本人が署名し個人番号の記載及び地方税関係情報取得についての同意欄にチェックのある時は、提出を省略することができます。ただし、課税状況の確認ができないときは、後日証明書類の提出が必要になることがあります。
- (2) 生活保護受給世帯であることの証明書は、個人番号の記載がある時は、提出を省略することができます。ただし、受給状況の確認ができないときは、後日証明書類の提出が必要になることがあります。